

第4回庄原市行政評価委員会 会議録（摘録）

1. 開催日時 令和4年10月7日（金）
開 会：13時 30分
閉 会：15時 50分
2. 開催場所 庄原市役所 5階 第2委員会室
3. 出席委員 石川 芳秀 委員（委員長） ・ 清水 孝清 委員（副委員長）
名越 圭佑 委員 ・ 中間 幸子 委員
藤元 晃一 委員
4. 欠席委員 箕越 美紀子 委員
藤野 明美 委員
5. 出席職員
企画振興部 商工観光課長 堀井 慎一郎
商工観光課 商工振興係長 関 里美
環境建設部 都市整備課長 久保 隆治
企画振興部 いちばんづくり課長 足羽 幸宏
企画振興部 自治定住課長 中村 雅文
企画振興部 企画課長 田部 伸宏
企画課 デジタル推進係長 俵 啓介
企画振興部 農業振興課 農業振興係長 松本 武士
農業振興課 主任 山下 由架
総務部 行政管理課長 荘川 隆則
行政管理課 行政管理係長 奥山 寿春
行政管理課 主事 成林 拓矢
6. 傍聴者 新型コロナウイルス感染症予防のため傍聴はなし。
7. 会議次第 別紙のとおり
8. 会議経過 別紙のとおり

第4回庄原市行政評価委員会次第

令和4年10月7日（金）13：30～
庄原市役所 5階 第2委員会室

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 評価意見の総括

- (1) 創業サポート補助金 資料1
- (2) まちなか活性化補助金 資料2

- (3) 住宅リフォーム支援事業補助金 資料3

4. 評価意見の検討

- (1) 比婆いざなみ街道振興協議会負担金 資料4-1～2
- (2) 空き家の家財道具等処分支援事業 資料5-1～2

5. 評価対象事業の説明

- (1) マイナンバーカードの取得及び活用促進 資料6-1～6
- (2) がんばる農業支援事業補助金 資料7-1～5

6. その他

次回評価委員会議	○第5回行政評価委員会 ・令和4年10月19日（水）13時30分～ ・5階 第2委員会室
評価シート提出期限	令和4年10月14日（金）

7. 閉 会

会議経過

1. 開会
2. 委員長あいさつ
3. 評価意見の総括

(1) 創業サポート補助金

総括意見	評価：拡充
<p>本市において、創業や第二創業は地域活性化に資するものとして大変重要であり、本事業はそれらの後押しに加え、市外からの移住・定住にもつながる効果を有することから、継続の必要性がある事業である。</p> <p>今後、対象業種を拡充するとともに、事業効果等のPRによって事業の認知度を高め、創業の機運が高まるよう取り組んでいただきたい。また、審査会を経てから補助金交付までの期間が長いため、創業者が計画的に利用できるよう受付方法の見直しを検討されたい。</p>	

委員 実際には受付方法を見直すことは可能か。

事務局 早くから事業を周知し、年度当初早期に申請を受け付けることは可能と考える。

(2) まちなか活性化補助金補助金

総括意見	評価：拡充
<p>本事業は、空き店舗の活用やイベントへの補助によるまちなかの活性化につながる効果的な事業である。また、近年の物価上昇や燃料費の高騰が事業経営に影響を及ぼす中、創業者に対する支援制度としても必要性がある事業である。</p> <p>創業サポート補助金、最寄り買い店舗改装支援補助金との制度の一本化や対象業種の拡充により、事業へのアクセシビリティを向上させるとともに、市内のどの地域においてもイベント等による活性化が図られるよう、線引きのない受け皿を作っていただきたい。</p>	

(3) 住宅リフォーム支援事業補助金

総括意見	評価：拡充
<p>建てられてから長い年月が経過している住宅の多くは、改築を必要とする状況にあると思われる。今後、住宅の次世代への継承や、住民の移住・定住を促進していくためには、古い住宅の改築は避けて通れない問題である。</p> <p>このような中、本事業は毎年多くの申請があることから、市民のニーズにマッチした事業であり、市内業者の育成と産業振興にも効果があるため、今後も必要な事業と言える。事業の継続にあたっては、より多くの住民に利用いただけるよう補助限度額の引き上げ等による市民満足度の向上に向けた取組を検討いただきたい。</p>	

委員 住民ニーズも高いため、是非とも予算確保して充実した事業にしてもらいたい。

4. 評価意見の検討（内は評価シート記載意見）

(1) 比婆いざなみ街道振興協議会負担金

委員 【①縮小】

本事業はいざなみ街道の沿線地域を対象とした事業で、対象外の地域での活用はなじまないように思える。市域全体で活用できるような事業に変え、振興協議会も市全域で再興し、いざなみ街道も含めた事業に展開することで市内外に波及すると思える。

委員 【②現行どおり】

所管課の評価と全く同感であり、知名度を高めるためには全市的な取組の広がりが必要と考える。また、古事記いざなみの歴史観・価値観をもっと認識し、PRに繋げるアイデアを募集するなど、市域全体で面的な取組が必要と思う。

委員 【③現行どおり】

まだ「いざなみ街道」の知名度が低いように感じる。ただ、「いざなみ街道」は、観光コンテンツとして有用であると思う。観光消費へ繋がるイベントや商品開発を積極的に実施していただきたい。

委員 【④縮小】

観光事業の一環として立木、道路の整備等は市が率先して行う事業だと思う。販売等の収益のある事業に対しては、助成金が多いのではないかと思う。収支予算をしっかりと検討した上での助成金活用をしていただきたい。

委員 【⑤現行どおり】

芸備線の利用促進も含め、PR活動を続けられるということより現行のままもう少しばらく様子を見ても良いかと思う。コロナ感染状況の中でも1回の参加人数を制限するなどしてイベントを開催することは可能であり、期待もできるため。

委員 【⑥現行どおり】

まずは地域住民の関心を集めるため、街道を知っていただくことが必要と思われる。そのため、沿線地域のみならず市内全域の方がコロナ禍でもできることのアイディア出しをするなどし、地域活性化や観光誘客につながればと思う。協議会メンバーも増員が可能なら全振興区から選ばれると関心度が違うのではないか。

委員 【⑦現行どおり】

比婆いざなみ街道に沿った資源の掘り起こしから沿線地域の活性化に繋げることで市全体の活性化を図る目的は理解できるが、マラニックなどのイベントを基に知名度を上げていくのか、他課との連携で情報発信するのか、これまで事業の行われていない他の地域の方はどのように考えておられるのかを協議会で検討いただき、事業が広く周知されるようお願いしたい。

委員 行政評価全般に関して、地域のことはその地域に住んでいる人でないとわからないことがある。評価事業に合わせて、自治振興区など関わりのある方に参加いただくことも必要だと思う。

委員 いざなみ街道に関する事業については、高野、比和、西城、東城といった関係地域に関することと捉えてしまうため、旧庄原、口和、総領地域には展開できない面もあるかと思う。しかし、全市的な取組としていくために自治振興区も関わっていただけると良いと思う。

委員 以前、いちばんづくり課と協力して「高野塾」で田植えの体験イベントを開催した。秋の収穫祭も計画していたが、開催できず1回きりの活動で終わってしまった。「りんご塾」は自治振興区の協力によって事業が続いているため、協議会の補助金を使った事業の継続的な効果や成果を知ってもらえれば、周辺地域としても何かできることを考えられるのではないかと思う。

委員 全市的な取組を考えた場合、観光やサービスの分野については自治振興区のほかにも民間に対するアクションを起こすことで、いざなみ街道をきっかけとした新たな商品やサービスの開発につなげていけたらよいと思う。

委員 旧庄原、総領、口和の住民からすると、自分たちには関係ないという意識があり、この意識を払拭しなければ全市的な取組として効果が出ないように思う。例えば、環状線のように市内全域を巡るような題材や案を担当課で持ち合わせているか。

事務局 資料でお配りしているように、比婆いざなみ街道に関する事業は複数あって、これらはすべて「比婆いざなみ街道物語」という計画に基づいている。同計画の対象地域として比婆いざなみ街道沿線地域が位置付けられている状況。委員おっしゃられるような全市的な循環型の取組も今後検討していきたい。

委員 市民の方々にも一体となって取り組もうという姿勢を示すことも重要。そのためにも、説得力のある説明が必要だと思う。

—総括意見—

委員長 「現行どおり」 とする。

(2) 空き家の家財道具等処分支援事業

委員 【①拡充】

本市においては、人口減少に伴う空き家の増加が大きな問題となっている。その空き家を活用するには、家具などの家財道具の整理処分が必要となり、業者による処分費は大きな負担となって処分に至っていない空き家が多くなっている。令和3年度の事業実績を見ると、平均50万円程度となっている。市街地とそれ以外の地域や家の大きさなどでも差異があるが、処分費は大きな負担となっている。その負担軽減と空き家バンクへの登録普及のためには限度額の増額が必要と思われる。

委員 【②現行どおり】

家財道具等の処分は本来家主が行うものであるが、定住に繋げる要素もあることから、支援事業そのものについては終了することなく継続する必要があると考える。しかしながら、いろいろなケースが予測されるため、今後は成約することが条件で補助金支給とすることが妥当と判断する。

委員 【③拡充】

事業説明を聞いて空き家の多さに驚いた。本事業は空き家を循環させる良い取組であり、積極的な事業実施を期待する。

委員 【④終了】

空き家になった時点で家財を処分していなかった事について疑問である。空き家バンクに登録出来る人たちは家財の処分を自前でできるのではないか。空き家バンクに登録すれば家財の処分費用を庄原市から助成してもらえらえるというのは、理解に苦しむ。予算は有効に、市民の安全を守るため空き家、危険家屋の管理を正しく行うべきである。

委員 【⑤拡充】

山内地区のように自治振興区の協力が得られない地域や、国内でも遠方に住む方や海外に住む方では、自分たちで片づけることが難しいケースもあり、業者に任せきりにしてしまうことは充分考えられる。少しでも空き家を減らしたいのであれば、補助金は引き上げてもいいのではないかと思う。

委員 【⑥拡充】

これからますます空き家が増える中、家財道具等の処分に対する補助金が出ることは有難い。一方で、ごみの分別、処分が非常に厳しくなっている現状もある。限度額の見直しをお願いしたい。

委員 【⑦拡充】

各地域において空き家の数と空き家率の増加は大きな問題であり、事業自体の周知も合わせて重要と考える。処分に要する費用からも、補助金額の引き上げや申請要綱の見直しも検討をお願いしたい。

委員 一人暮らしで身寄りのない方が急に亡くなって、まだ使える家屋を空き家バンクに登録したり、家財の処分をしたりするのは良いが、庄原から近隣市町等へ転居する方の家財道具の処分費を、なぜ庄原市が補助しなければならないのか疑問に思う。

また、令和3年度の成約が4件であるにもかかわらず、補助金交付件数が7件（合計70万円の交付）であるのはなぜか。

事務局 本事業は、空き家の有効利用に加え、定住対策としての空き家の活用という目的を掲げている。空き家が多いにも関わらず空き家バンクへの登録件数が増えない理由としては、相続に続いて家財の処分が大きな問題となっている。そのため、家財の処分に対する支援をすれば、空き家が活用されるのではないかという考えから本事業を開始した経緯がある。

本事業の効果については、昨年度の事業開始から3年間で、登録件数や成約件数の増加に対する効果を確認していきたい。

昨年度の成約件数については、本事業が始まる以前から登録されていた家屋も含まれている。昨年度補助金交付を受けた7件では、昨年度中に成約した家屋は1件程度である。

委員 補助金交付を受けた空き家の内、何割が有効活用できたのかが重要。有効活用できていなかったとすれば、補助は不要だったということになるのではないかと思う。

事務局 空き家バンクへの登録件数の増加に伴い成約件数が増える傾向も見られるため、登録件数が100件程度まで増えると効果が数字として計れるのではないかと考えている。

「成約」の数字だけを見ると件数は少なく見えるが、「解除」に含まれるものの多くが民間同士の取引によって売買が成立した物件である。家屋の老朽化によって解除となった物件は2～3件程度であることから、一定程度の効果はあると考えている。

また、口和地域のように自治振興区も一体となって空き家の有効活用に取り組まれている地域では、空き家バンクに登録した後すぐに成約した事例もある。

事業開始から間もないため、委員おっしゃられるような効果の部分については、事業開始から3年間で検証していきたいと考えている。

委員 成約とは、売買によるものと賃貸によるもののどちらのことか。

事務局 どちらもあるが、多くが売買の物件。空き家バンクに登録されている 67 件の内、賃貸で登録されている物件は 5～6 件程度である。

委員 家財を処分した後に、空き家バンクへの登録をとりやめるケースはあるか。

事務局 全くない。

委員 持ち主が自身で家財を処分するのは問題ないが、他者に依頼する場合は、一般廃棄物業者でなければならない。持ち主が自身で処分する場合と、業者に依頼して処分する場合は、処分費はどのような差があるか。

事務局 処分費が 10 万円前後で済む場合、概ね処分は自身で済まされ、大きな家財の処分のみ業者に頼まれる方が多い。遠方に住む方の場合は、すべて業者に頼まれる方が多く、処分費用は 100 万円程度かかっている。

委員 補助金交付の条件に「成約すること」を定めるなど、不正受給等のトラブルのないようにしてもらいたい。

委員 家財の処分費になぜ公費を充てるのかという論点もあるが、人口増や、移住、定住に繋げていくためには、取り組まなければならない状況にあるかと思う。

— 総括意見 —

委員長 「**拡充**」 とする。

5. 評価対象事業の説明

(1) マイナンバーカードの取得及び活用促進

— 事務局より説明 —

委員 2 万円のポイントが付与されるのはいつまでの申請が対象となるのか。

事務局 申請の期限は「9 月末までに申請された方」となっていたが、「12 月末まで」に延長された。

委員 本市では9月末時点で約60%の取得率とのことだが、年齢別の取得率は把握しているか。

事務局 本市では集計していないが、国の調査によると80歳以上の高齢者と0歳から高校生までの未成年者の取得率が低い。

仕事があってもなかなか申請できない方もいらっしゃるので、事業所向けの取組や、学校への訪問も行っていきたい。

委員 学校での訪問説明会はまだ実施されていないのか。

事務局 本市では未実施。他県では行った事例があると聞いている。

委員 マイナンバーカードの取得に向けた目標指数はいかがか。

事務局 国は今年度末までに全国民の取得を目標にしている。本市としては、カードの取得は強制ではないことを前提に、インターネット端末の操作が苦手な方などに対して、申請手続きを支援することによって、取得が進むよう取り組んでいる。

委員 コンビニエンスストアで住民票の写しの発行が可能となるのはいつからか。

事務局 9月議会において、必要なシステム改修に関する予算案が承認された。来年度中にはコンビニエンスストアでの発行が可能となるよう整備を進めている。

委員 マイナンバーカードの健康保険証としての利用について、本市での整備はどの程度進んでいるのか。

事務局 本市では、2病院、9診療所、6薬局の計17の医療機関で利用できることが、厚生労働省のホームページで公表されている。国としては、来年4月までにすべての医療機関において健康保険証としての利用が可能となるよう整備を進めているので、来年4月までには本市のすべての医療機関で利用できるのではないかとと思われる。そこに向けて市内医療機関におけるインターネット環境の整備などを進めている。

委員 マイナンバーカードを持っていなくても困らないという印象が強いために、取得数が伸びないのではないか。

事務局 おっしゃる通り市民が得する情報の発信があまりなされていないと感じている。

委員 口座情報を登録すると口座の預貯金もわかるようになるのか。

事務局 公金の受け取り口座を登録するのみであり、預貯金はわからない仕組みとなっている。

委員 9月末時点でのマイナンバーカードの取得率に関する資料を求める。

事務局 作成し、後日お示しする。

(2) がんばる農業支援事業補助金

— 事務局より説明 —

委員 一般型と認定農業者は法人であるか否か、あるいは所得の状況で区分するのか。

事務局 農業経営改善計画の認定を受けているか否かで区分されており、この認定を受けておられる方が、本補助金の対象となっている。法人に対する補助については、法人育成のための補助を別途設けており、毎年10件程度の申請を受理している。

委員 以前の補助率が2/3であったことと比較して、現行の補助率が下がっているのはなぜか。

事務局 以前から多数の申請をいただいております、すぐに予算上限に達する状況であった。そのため、補助率を下げてもより広く市民に利用いただくことを目的に、前回の要綱改定の際に補助率を引き下げた経緯がある。

令和2～3年度は新型コロナウイルス感染症の影響からか、申請件数はそれほど増えなかったが、今年度はすでに51件の申請を受理しており、申請件数が増えている。

委員 市内の認定農業者数はいくらか。また、一般型の補助の場合には所得条件などを設けているか。

事務局 令和3年度末時点で216件が認定農業者として認定をされている。一般型に対する補助要件では、所得条件は設けていないが、販売を目的にしていること、農業所得が現状より10%増加させることを目的とし、そのための計画を立てていただいている。

委員 「現状の収入が何万円以上でなければならない」という条件はないという認識でよろしいか。

事務局 その通り。

委員 米以外の野菜や畜産関係の農業者も申請されると思うが、どのような機械の購入が申請件数として多く上がっているか。

事務局 水稲に関しては、認定農業者は補助金の対象になるが一般型は対象外としている。本補助金事業の開始当初は、一般型と認定農業者の区別はなされておらず、産直市への野菜の出荷等を支援することを目的とされていた。その後徐々に認定農業者制度が拡充され、農業改善計画に基づく認定農業者であれば水稲も対象とするとされた。

令和3年度の申請件数では、水稲（認定農業者のみ）が11件、園芸作物は、認定農業者10件、一般型5件、果樹は、認定農業者4件、一般型1件、畜産は、認定農業者12件、一般型2件の実績があった。

畜産に関しては飼料作物を生産する上で必要な機械の申請が多い。

参考（令和3年度種類別申請件数）

	認定農業者	一般型
水稲	11件	
園芸作物	10件	5件
果樹	4件	1件
畜産	12件	2件

委員 牛舎の増築のために申請されるケースはあるか。

事務局 畜産関係の施設整備については別に補助制度があるためそちらを利用されている。

委員 機械の修理費は対象外となるか。

事務局 修理費は対象外としているが、生産効率向上のために現状より性能が良い機械へ更新される場合は対象としている。

委員 農協と連携して事業が周知されるような取組はされているか。

事務局 一般型については、本補助金の申請に関して農協の営農振興課長などの関係機関から意見を頂く機会を設けることで関わっていただいております、市民への周知にも協力をいただいている。

委員 農機具の販売店にも本事業は周知されているか。

事務局 販売店への周知については把握していないが、市民には回覧とホームページで情報発信している。

委員 高野地域では、農協や農機具販売店へ相談に行った際に「支所へ相談してみたら」と促してもらっている。

委員 インボイス制度の導入によって所得が減少する方がいらっしゃると思うが、そういった方への支援は検討されているか。

事務局 畜産関係では飼料の高騰に対して経済対策を実施している。その他についても、園芸作物用肥料に関する対策も国が支援制度を発表しているため、それらの動向を注視しながら支援策を検討していく。

委員 評価シート中に、「農地保全のための営農についても対象とすべきと考えるが意見を伺う。」とあるが、営農集団への支援を求める声が多いのか。

事務局 現行では販売農家を対象としているが、兼業農家を対象とする支援を求める声が聞かれている。そういった声に応えるために、本事業を拡充するか新たな制度を設けるかを支援の必要性も含め検討していく。

委員 令和3年度実績について、機械・施設別の申請件数の資料を求める。

事務局 作成し、後日お示しする。

6. その他

— 次回会議日程等について事務局より説明 —

7. 閉会